

トーマツ チャイナ ニュース 中国の投資・会計・税務情報

Vol.137 April 2014

Contents

投資情報

改正「消費者権益保護法」が2014年3月15日より施行

～消費者の権利保護が強化されており、適切な対応が必要～ 2

投資情報 Q&A

共同年度検査制度(聯合年検)から年度報告公示制度への移行状況について説明して下さい。 6

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第3回

財務諸表の表示—改訂版 10

出版物:トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ

『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6/Apr.2012-Sep.2013』 17

本ニュースに基づいて、財務上の問題やビジネスの問題に影響があるような意思決定や行動をとられる場合は、下記の点を考慮した上で必ず当法人の専門家にご相談ください。

1. 本ニュースは、一般的な情報を提供するものであって、各利用者の具体的な事情に即した会計情報を提供するもの、或いは会計、税務、法律、投資、コンサルティングその他の助言やサービスを提供するものではありません。
2. 本ニュースに含まれている情報は、利用者の参考のためのみに供されるものです。
3. 本ニュースは、その作成後の状況変化等により時機に即していない可能性があります。

翻訳部分の表現については十分吟味していますが、日本語では本来の意味を表現できていない箇所のある可能性がありますので、ご利用に際しては原文をご確認くださいませよう願ひ致します。

発行人:有限責任監査法人トーマツ 中国室
〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
電話:03-6720-8341 / ファックス:03-6720-8346
E-Mail:chinanews@tohatsu.co.jp

投資情報

改正「消費者権益保護法」が 2014 年 3 月 15 日より施行 ～消費者の権利保護が強化されており、適切な対応が必要～

今般、4 年振りに「消費者権益保護法」(主席令第 7 号、“改正法”と表記)が改正され、2014 年 3 月 15 日から施行されています。同法は消費者権益の保護を目的とする法律であり、全 8 章、63 条から構成されています。同法では“事業者が消費者にその生産、販売する商品を提供する、或いはサービスを提供する際には、本法を遵守しなければならない”(第 3 条)¹と定めており、製造業、サービス業を問わず、事業者に対して広く適用される重要な法律です。

改正法では、欠陥商品のリコールに関する事業者責任の強化、詐欺的行為に関する懲罰的損害賠償の強化、消費者協会等による消費者権益公益訴訟の容認など、事業者側の責任が増えています。また個人情報保護の強化や通信販売におけるクーリングオフ制度の導入、インターネット取引プラットフォーム事業者に対する管理強化など、消費者向けビジネスの変化に合わせて変更された条項も多くみられます。

中国における消費者意識の高まりに加え、近年の日系企業における中国での事業環境を鑑みると、消費者の合法的な権利の保護を怠り大規模な批判を招けば、当該企業の損害は深刻になりかねません。その意味でも、改正法の改正条項は看過できないものと考えられます。

改正法の詳細は、以下の通りです。

1. 改正法の詳細

改正法では変更が広範囲に及んでいる上、事業者側の責任が増大化しています。このうち特に重要な以下の項目について、解説します。

- (1) 個人情報保護の強化
- (2) 欠陥商品のリコールに関する事業者責任の強化
- (3) 通信販売におけるクーリングオフ制度の導入
- (4) インターネット取引プラットフォーム事業者に対する管理強化
- (5) 詐欺的行為に関する懲罰的損害賠償の強化
- (6) 消費者協会等による消費者権益公益訴訟の容認
- (7) 品質保証に対する責任の強化

(1) 個人情報保護の強化

改正法における特筆すべき項目として、消費者の権利として“個人情報の保護”が定められた点にあり、以下の通り、規定されています。

¹ “事業者は消費者に商品或いはサービスを提供する際に、本法及びその他関連法律法規に照らして義務を履行しなければならない”(第 16 条)とも定められている。

- 事業者が消費者の個人情報収集、使用する際には、合法、正当、必要の原則を遵守し、情報の収集や使用目的、方法及び範囲を明示し、且つ消費者の同意を得なければならない
- 事業者及びその従業員は、収集した消費者の個人情報について厳格に秘密を保持しなければならない、漏洩、売却或いは第三者(中国語: 他人)への不法な提供をしてはならない
- 事業者が消費者の同意或いは請求を経ずに、または消費者が明確に拒絶を表明する場合、当該消費者に商業的な情報(中国語: 商業性情報)を送付してはならない

(2) 欠陥商品のリコールに関する事業者責任の強化

これまで自動車製品など個別法で定めのある一部の製品を除き、リコールに関する詳細な規定はありませんでしたが、改正法ではリコールに関する包括的な規定を定めると共に、事業者責任の強化を図っています。

- 提供する商品或いはサービスに欠陥があり、身体、財産の安全に危害を及ぼす場合、事業者は直ちに関係する行政部門に報告し、消費者に告知しなければならない
- 更に、事業者は販売停止、警告、リコール、無害化処理、破毀(中国語: 銷毀)、生産或いはサービスの停止などの措置を講じなければならない
- リコール措置を講じる場合、消費者がリコール商品に支払った必要な費用については、事業者が負担しなければならない

(3) インターネット、テレビ、電話、通信販売等におけるクーリングオフ制度の導入

改正法では、中国で初めてクーリングオフの概念が導入されています。事業者がインターネット、テレビ、電話、通信販売等の方式で商品を販売する際、消費者は商品の受領日より7日以内に返品する権利を有し、且つその理由を説明する必要はないとされています。但し、以下の商品はクーリングオフの対象外です。

- 消費者のためのオーダーメイド(中国語: 定作)したもの、腐敗しやすいもの、ダウンロード或いは消費者が開封したオーディオ製品やコンピュータソフトなどのデジタル商品、交付済の新聞や定期刊行物
- その他商品の性質に基づき、且つ消費者が購入時に返品に適さないことを確認した商品についても、理由の無い返品は認められない

また、返品時の郵送代金は消費者が負担するとされていますが、事業者と消費者間で別途、約定がある場合には当該約定が優先します。

更に、事業者は返品された商品の受領日から7日以内に、消費者が支払った代金を返金しなければなりません。

(4) インターネット取引プラットフォーム事業者に対する管理強化

消費者がインターネット取引により商品を購入或いはサービス提供を受け、損害を受けた場合、消費者は販売者或いはサービス提供者に対して賠償請求が可能です。更に、インターネット取引プラットフォーム事業者が販売者或いはサービス提供者の真実の名称、住所及び有効な連絡先を提供できない場合、消費者のプラットフォーム事業者に対する賠償請求をも認めています。また販売者或いはサービス提供者が当該プラットフォームを利用して消費者の合法的権益を侵害することを、インターネット取引のプラットフォーム事業者が明らかに知っていた、或いは

知り得たにもかかわらず必要な措置を講じなかった場合には、当該プラットフォーム事業者も連帯責任を負うなど、極めて厳しい内容となっており、注意が必要です。

(5) 詐欺的行為に関する懲罰的損害賠償の強化

事業者による詐欺的行為により消費者に損害が生じた場合、事業者は消費者の要求に基づき通常の損害賠償義務に加えて、追加賠償や懲罰的賠償義務を負います。改正法では、当該賠償金額が増額され、懲罰的な要素がより強められています。尚、通常の損害賠償の主要な内容は右表の通りです。

- 詐欺的行為に対しては、消費者が購入した商品価格或いはサービス料金の3倍を追加賠償金額とする。500元未満は500元とする。但し、別途規定があれば同規定に基づく
- 商品或いはサービスに欠陥があることを知りながら消費者に提供し、消費者或いはその他の被害者が死亡或いは深刻な健康被害を被った場合には、改正法に規定する第49条、第51条等による損害賠償に加え、更に損失の2倍以下の懲罰的損害賠償を請求する権利を有する

損害賠償請求に掛かる主要条項

第49条: 事業者が商品或いはサービスを提供し、消費者或いはその他の被害者の身体に損害を与えた場合、医療費、看護費用、交通費などの治療費及びリハビリのために支出した合理的な費用、及び仕事に支障をきたしたことによる収入の減少に対して賠償しなければならない(後略)

第51条: 事業者が侮辱誹謗、身体捜査、身体自由の侵害など、消費者或いはその他の被害者の身体権益を侵害する行為があり、深刻な精神的損害をもたらした場合、被害者は精神的損害賠償を請求できる

(6) 消費者協会等による消費者権益の公益訴訟の容認

改正法は、“消費者組織”を独立した章として設けるなど、消費者協会及びその他消費者組織の役割が重視され、これらの組織が商品及びサービスに対して社会的監督を行い、消費者の合法的権益を保護する団体であると規定しています。特に消費者協会は、公益性の職責を履行するものと定められています。当該職責には、消費者権益に関する法律法規等や強制性基準の制定への参与や、消費者の苦情申し立ての受理及び調査、調停(中国語: 調解)、また合法的権益の侵害行為に対する消費者の提訴に対する支持なども含まれています。

更に重要な項目として、「中国消費者協会及び省、自治区、直轄市に設立された消費者協会は、多数の消費者の合法的権益を侵害する行為に対し人民法院へ提訴できる」とする、所謂“公益訴訟”を認めた点が挙げられます²。但し、改正法では当該“公益訴訟”の詳細について定められていません。従って、実務的には消費者協会が不特定多数の消費者をどのような立場で代表して訴訟を行うのか、或いはもし消費者協会が勝訴したとしても、訴訟当事者ではない一般消費者に対しても効力を有するのか等、多くの不明点が見られるため、今後の補充通達等による明確化が待たれます。

² 中国における“公益訴訟”の概念は、改正「民事訴訟法」(第55条)により導入された。

(7) 品質保証に対する責任の強化

改正法では、事業者の品質保証に対しても責任の強化を図っています。「三包(包修、包換、包退)」と言われる、修理、交換、返品を行わなければならない対象製品の拡大に加え、事業者による瑕疵の挙証責任、製造物責任における懲罰的賠償の明確化が図られています。

- 「三包責任」の強化

これまで「三包(修理、交換、返品、(中国語:包修、包換、包退))責任」と言われる事業者責任については、「製品品質法」(主席令33号)等に定めがあり、また自家用車など一部製品には個別規定も定められました³。しかし、例えば「製品品質法」には、返品可能期限が定められていないなど、実務的には不明な事項も多くみられました。改正法では「製品品質法」や個別規定の概念をも取り込んだ上、事業者が「三包」責任を負うべき対象製品以外についても規定しています。もし事業者の提供する商品或いはサービスが品質要求に合致しない場合、中央規定や当事者間での約定により、消費者が修理、交換、返品の履行を要求できることが明記されました。また中央規定や当事者間での約定が無い場合には、消費者は商品の受領後7日以内であれば返品が可能です。更に、事業者には郵送代金など返品に必要な費用の負担も要求されますので、注意が必要です。

- 自動車、エアコンなど耐久消費財の瑕疵に関する事業者側の挙証責任

自動車、コンピューター、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの耐久消費財或いは内装外装などのサービス提供については、商品やサービス提供の受領日から6ヶ月以内に瑕疵を発見し、争いが生じた場合、事業者側が瑕疵に関する挙証責任を負うとしています。すなわち、事業者側が当該製品やサービスに瑕疵が無かった旨の挙証責任を負うため、注意が必要です。

2. 改正法施行の影響

近年、中国での事業環境を鑑みると、日系企業がターゲットとされ易い素地は否定できません。また中国における消費者意識の高まりに加え、一旦、消費者からの大規模な批判に晒されると、特に知名度の高い企業においては深刻な影響を受けかねない現状を考慮すれば、同法への的確な対応が望まれます。一方において、日系企業は地場企業よりコンプライアンス意識が高く、既に同法を遵守している企業が多いと考えられ、改正法への対応が遅れている地場企業と比べれば、日系企業にとり同法の施行は寧ろ利点があるとの見解もあります。

いずれにせよ、改正法は中国の消費者向けビジネスの変化に合わせ変更された条項も多く、当該ビジネスを行う企業は、同法に迅速且つ的確に対応する必要があると考えられます。

³ 自家用車の「三包責任」は「家用汽車產品修理、更換、退貨責任規定」(国家質量監督檢驗檢疫總局令第150号)に規定。

投資情報 Q&A

共同年度検査制度(聯合年檢)から年度報告公示制度への移行状況について説明して下さい。

改正会社法の施行に伴い、多くの関連通達が公布・施行されています。このうち「登録資本金登記制度の改革方案の印刷・公布に関する通知」(以下“国発[2014]7号”と表記)及び「企業年度検査業務の停止に関する通達」(以下“工商企字[2014]28号”と表記)により従来の共同年度検査制度が廃止され、2014年から年度報告公示制度に移行する旨が規定されています。しかし、年度報告公示制度に基づく必要書類やその届出期限など、実務的な詳細は不明の状態でした。

今般、従来の共同年度検査制度における提出先となっている行政当局のうち、工商行政管理局以外の商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局の5部門は連名により、2014年4月16日付けで「2014年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175号”と表記)を公布しました。商資函[2014]175号では、当該5部門は全ての外商投資企業に対し「全国外商投資企業年度運営情况ネット上聯合申告及び共有システム」を通じて、2014年の年度報告(以下“共同年度報告”と表記)を実施するように定めています。これにより、外商投資企業は4月21日から6月30日までに遅滞無く共同年度報告を完了するように求められています(下記「1.商資函[2014]175号の解説」を参照)。

また、駐在員事務所については、「外国企業常駐代表機構登記管理条例」(国务院令 第584号)に基づき、従来通りの共同年度報告が維持されています。すなわち、駐在員事務所に対しては商資函[2014]175号の公布以前から各地の工商行政管理局 Web サイトで、例年通り、毎年3月1日から6月30日の期間中に年度報告書類を提出するように求めています⁴。

一方、工商行政管理局に対する年度報告については、企業は2014年から同局 Web サイト上の「全国企業信用情報公示システム」(以下、“公示システム”と表示)を通じて年度報告資料を掲載することが求められており、当該公示システムは既に稼働しています⁵。しかし、工商企字[2014]28号では公示システムを用いた年度報告公示制度の具体的な詳細は示されておらず、また現時点では中国(上海)自由貿易試験区(以下“自貿区”と省略)など一部の工商行政管理局を除き、地方レベルの工商行政管理局からの補充通達等の公布も見られません。例えば北京市や上海市の工商行政管理局では具体的な実施弁法等を準備中の状態であり“今後、公式サイトでアップデート情報を掲載する⁶”と回答するのみに止まっています。

尚、自貿区では「自貿区における企業年度報告公示弁法」(滬工商管[2014]49号、以下“自貿区公示弁法”)が公布され、新制度による公示手続きに関する必要書類やその届出期限、手順等が具体的に示されています。新制度における

⁴ 例えば、工商行政管理局 Web サイトには、要提出書類やネット申告を行う旨が公表されている。
(同 URL:<http://www.sgs.gov.cn/shaic/html/govpub/2012-12-21-0000009a201212200035.html>)

⁵ 公示システムの詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.134号(2014年1月)」を参照のこと。

⁶ 上海市工商行政管理局 Web サイト“網上諮詢”において同局より回答された“今年、企業年檢制度改為年報公示制度，具体實施弁法正在籌備中，敬請關注本网站發布的公告。”より抜粋。

実務運用は地方により異なる可能性があります。自貿区公示弁法は企業が年度報告手続きを進めるにあたり、一つの参考になると考えられます(下記「2.自貿区公示弁法の解説」を参照)。

1. 商資函[2014]175号の解説

従来の共同年度検査と同様に、商資函[2014]175号では全ての外商投資企業に対して「全国外商投資企業年度運営状況ネット上聯合申告及び共有システム」(URL: <http://www.lhjn.gov.cn>)を通じて、共同年度報告を実施する旨が定められています。全ての外商投資企業は、商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局の5部門に対し、提出期間である2014年4月21日～6月30日に当該システムを通じて報告する必要があり、正確な書類を遅滞なく提出するように要求されています。但し、商資函[2014]175号には具体的な必要書類等の記載が無いため、地方政府レベルでの補充通達等により、明確化されるものと考えられます(従来の共同年度検査における要求書類は下表1を参照のこと)。

尚、一部地方政府のWebサイトでは、既に当該システムに関する具体的な操作方法の掲載を開始しています。また共同年度報告に対し、“出資検証(验资)報告書及び年度検査報告書の提出を強制しない”とする地方当局もあります⁷。従って、実務的な運用は所在地の関連行政当局への確認が必要と考えられますので、注意が必要です。

【表 1:従来の共同年度検査における要求書類】

提出先の行政機関	主要な必要書類
商務部門 (外資管理部門)	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同年度検査サイトの各部門によるオンライン審査意見 ● 共同年度検査報告書原本 ● 批准証書正本、副本とコピー ● 営業許可書のコピー ● 会計士事務所が発行した監査報告書のコピー ● 奨励類企業:「奨励類プロジェクト確認書」のコピー ● ハイテク技術企業:「ハイテク技術企業相関証書」のコピー等 <p>* 提出書類コピーには、全て企業の公印が必要</p>
財政部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業公印のある共同年度検査報告書(表一から表七まで)のコピー ● 会計事務所が発行した監査報告書の原本及び財務諸表 ● 財政登録証副本(原本)
税務部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業公印のある共同年度検査報告書(表一から表七まで)のコピー ● 企業公印のある批准証書コピー ● 税務登録証副本(原本)
外貨管理部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 別途、国家外貨管理局直接投資外貨管理情報システムに申告する(共同年度検査報告集中受付による申告は不要)
統計部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業公印のある共同年度検査報告書(表一から表七まで) ● 会計士事務所が発行した監査報告書 ● 統計登録証(原本)

(「トーマツ チャイナ ニュース Vol.124 号(2013年3月)」より抜粋)

⁷ 徳陽市 Web サイト(URL: <http://www.dyzw.gov.cn/newsshow.asp?id=6887&c=%D5%FE%B8%AE%CE%4%B8%E6>)より抜粋。

2. 自貿区公示弁法の解説

中国(上海)自由貿易試験区では自貿区公示弁法が公布されており、新制度による公示手続きの届出期限に加えて、必要書類、手順等が具体的に示されています。

自貿区公示弁法では、年度報告公示制度に関する詳細が定められています。まず、必要書類の届出期間は従来の共同年度検査と同様に3月1日から6月30日となっています。また、分公司に対しても年度報告の公示手続きを要求しており、公示すべき内容には登記・届出事項、営業状況、連絡方法等が含まれます。

新規設立企業の場合、設立の翌年から年度報告を送付し、公示が必要となります。尚、オンライン経営に従事する企業の場合には、Web サイト或いはインターネット店舗の名称、Web アドレス等の情報も公示対象となります。また年度報告公示手続きを3年連続で実施しない場合、ブラックリストに掲載されるだけでなく、法定代表者は以後3年間、他社の法定代表者に就任できません。

また、自貿区公示弁法では、会計事務所が発行する年度監査報告書の提出義務を課せられる企業は限定されています。すなわち、外商投資企業の授權登録資本金が 2000 万元未満、年間の販売(営業)収入が 2000 万元未満、且つ一般製造業或いは商業企業であれば、規定上では年度監査報告書の提出義務の対象から外れることとなります。一方において、これらの企業に対しても、自発的な年度監査報告書の提出が奨励されています。

尚、中国(上海)自由貿易試験区以外では、新制度における工商行政管理局の実務運用は地方により異なる可能性があります。留意が必要です。

【表 2: 自貿区公示弁法と商資函[2014]175 号との比較】

項目	自貿区工商行政管理局年度報告公示制度 (自貿区公示弁法等)	共同年度報告 (商資函[2014]175号)
年度監査報告書の提出義務を有する企業の要件	下記のいずれかに該当する企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場企業 ・ 国有独資企業及び国有支配企業 ・ 授權登録資本金が 2000 万元以上の企業 ・ 年間の販売(営業)収入が 2000 万元以上の企業 ・ 金融、証券、先物、保険、投資、担保、出資金払込み検査、評価、小額貸付、不動産開発、不動産ブローカー、留学仲介、教育研修(コンサルティング)、出入国仲介、国外労務派遣仲介、企業登記代理、中古物資回収、民用爆発物、花火・爆竹、建設施工等の経営活動に従事する企業 	全ての外商投資企業
届出期限	毎年3月1日～6月30日	2014年は4月21日～6月30日

項目	自貿区工商行政管理局年度報告公示制度 (自貿区公示弁法等)	共同年度報告 (商資函[2014]175号)
要求書類	<ul style="list-style-type: none"> • 登記・届出事項 • 登録資本金の払込み状況 • 資産状況 • 営業状況 • 従業員人数及び連絡方法等を含む 	規定なし (従来の要求書類は[表1]を参照)
罰則規定 ⁸	<ul style="list-style-type: none"> • 年度報告を公示しない企業を経営異常リストに記載し、併せて、企業信用情報公示システムに公示する ⇒但し、企業は経営異常リストへの記載日から3年間、年度報告公示義務を履行すれば、登記機関に正常記載の状態に回復できるよう申請することが可能 • 連続して3年間、年度報告公示義務を履行しない場合には、経営異常リストに永久記載され、重大な違法・規定違反企業リスト(所謂“ブラックリスト”)に組入れられる • 経営異常リストに永久記載された企業の法定代表者は、同リストへの永久記載から3年間は、他の企業の法定代表者(責任者)を担当してはならない 	規定なし

3. 留意事項

工商行政管理局以外の5部門については商資函[2014]175号が公布され、共同年度報告の実施が明確化されましたので、今後、各地方政府レベルにおいても、補充通達等の公布に留意する必要があります。また、報告期限は従来通り6月30日となっていますので、遅滞の無い対応が求められます。

一方、工商行政管理局への対応については、自貿区以外の工商行政管理局では未だ年度報告公示制度の詳細が公表されていない状態であり、中央政府或いは各地方政府レベルでの補足通達の公布が望まれます。更に、自貿区でも外商投資企業を対象とする補充通達が別途、公布される可能性にも留意する必要があります。今後公布される補充通達等においては、自貿区以外でも一定規模以上や一部業種の企業に対してのみ年度監査報告書の提出義務を課すのか、更にその実務運用をも含めて確認する必要がありますので、留意が必要です。

⁸ 法定代表者に関する罰則規定は、「中国(上海)自由貿易区における企業経営異常リスト管理弁法(試行)」(第15条)より抜粋。他は自貿区公示弁法からの抜粋・要約。

会計情報

新連載～中国企業会計準則シリーズ～ 第3回

財務諸表の表示—改訂版

1. 「新」企業会計準則の改訂に関する状況

既報トーマツ チャイナ ニュースVol.135(2014年2月号)での解説のとおり、中国の会計基準設定主体である財政部は、2012年において、相次いで8つの「新」企業会計準則の具体準則改訂版の公開草案、あるいは新たな具体準則の公開草案を公表し、意見募集を行ってきました。これらの公開草案は、2014年になり相次いで改訂準則が正式確定し公表されています。尚、今日現在までの改訂作業の進捗状況は以下の通りです。

改訂対象の企業会計準則	中国財政部による改訂準則の公布状況
企業会計準則第2号—長期持分投資	2014年3月13日 财会[2014]14号
企業会計準則第9号—従業員報酬	2014年1月27日 财会[2014]8号
企業会計準則第30号—財務諸表の表示	2014年1月26日 财会[2014]7号
企業会計準則第33号—連結財務諸表	2014年2月17日 财会[2014]10号
企業会計準則第37号—金融商品の表示	現時点で未確定
(補足規定) 金融負債と持分金融商品の区分及び関連会計処理規定	2014年3月17日 财会[2014]13号
(新設)企業会計準則第39号—公正価値測定	2014年1月26日 财会[2014]6号
(新設)企業会計準則第40号—共同支配の取決め	2014年2月17日 财会[2014]11号
(新設)企業会計準則第41号—他の企業への関与の開示	2014年3月14日 财会[2014]16号

今回、改訂が確定した新準則の施行日は、いずれも2014年7月1日であり、中国国外に上場している企業(香港証券取引所上場企業等を含む)には早期適用することを奨励する、とされています。なお、既に新準則を適用している日系企業は、一般に2014年12月期法定決算から適用することになると考えます。

なお、トーマツ チャイナ ニュースでは、これらの改訂新準則について、今後も順をおって解説記事を掲載していく予定であり、先月号(2014年3月号、Vol.136)では、「企業会計準則第9号—従業員報酬」の解説を掲載しております。

2. はじめに

今回は、2014年1月に改訂された「企業会計準則第30号—財務諸表の表示」(以下、「改訂30号準則」)を解説します。

改訂30号準則は、総則、基本的要求、貸借対照表、損益計算書、所有者持分変動表、注記、移行規定、付則の8章から構成されています。なお、関連する応用指南は、公表されていません。

2006年公表の従来の「企業会計準則第30号—財務諸表の表示」(以下、30号準則)から改訂30号準則への主な修正点は、下記のとおりです。

項目	改訂30号準則
継続企業の前提	企業経営者は、すべての入手可能な情報を利用し、少なくとも報告期間の期末から12か月間の企業の継続企業としての存続能力を検討しなければならない、という点が強調されています。
重要性	開示の重要性について、企業の実情に応じて、質的及び量的な点から判断しなければならない、かつ、各項目に対する重要性の判断基準を一旦確定した後は、みだりにこれを変更してはならない、という点が強調されています。
相殺表示	財務諸表における開示は総額主義が原則であり、資産と負債、収益と費用は「相殺消去」してはならないとする一方で、一連の類似取引からなる利得及び損失は、重要性のある場合を除き、純額で表示しなければならないという点が明記されています。 資産又は負債項目を、引当項目控除後の純額で表示することは、相殺消去ではない、また、通常の活動以外から生じた利得及び損失は、同じ取引により形成された収益から関連費用を差し引いた後の純額を表示することにより、取引の実態をより反映することができる場合は、相殺消去に当たらない、という点が明示されています。
流動・非流動項目	貸借対照表における流動・非流動項目の判断基準の基本原則が「正常営業循環期間」であることを明示し、その定義を明らかにしました。
包括利益	「包括利益」の概念が導入され、損益計算書において、「その他の包括利益」「包括利益合計」の記載が要求されることとなりました。
非継続事業	「非継続事業」の概念が導入され、非継続事業に帰属する収益、費用、利益総額、所得税費用及び純利益、及び親会社に帰属する非継続事業の利益の注記が要求されることとなりました。

なお、これらの2006年公表30号準則に対する今回の改訂点の大部分は、既に財政部より公表されている「企業会計準則解釈」(第1号～第6号)及び「企業会計準則講解」(2008年版、2010年版)等で明らかにされており、実態として既に実務に反映されており、今回の新準則改訂作業において、後追いで改訂準則本文に反映されたというのが実際のところです。例えば、「包括利益」は、「企業会計準則解釈 第3号」(財政部2009年6月 財会[2009]8号)の公表により、既に企業会計実務に反映されています。

3. 用語の定義

以下では、財務諸表の表示の改訂に関連する用語の定義を示します。

正常営業循環期間	企業が、加工のために資産を取得し、それが現金又は現金同等物として実現するまでの期間。正常営業循環期間は、通常1年より短い期間です。製造期間が比較的長いこと等により正常営業循環期間が1年より長い場合は、しばしば関連する資産が1年以上経過してようやく実現、販売または消費されますが、これらは流動資産として区分しなければなりません。正常営業循環期間を明確に識別できない場合は、1年(12か月)を正常営業循環期間としなければなりません。
----------	--

包括利益	企業が、ある一期間において、所有者としての立場で所有者との間で実施した取引以外の取引又は事象により生じた所有者持分の変動。
その他の包括利益	企業が、会計準則により当期の損益として認識していない利得及び損失。
非継続事業	既に企業により処分された又は売却目的保有に区分された、営業上及び財務諸表の作成時に単独で区分することができる構成単位。

4. 財務諸表の表示方法における主な改訂内容

2006年公表30号準則と対比し、改訂30号準則における主な表示内容の変更は、以下の通りです。

項目	30号準則	改訂30号準則
財務諸表の種類	(1)貸借対照表 (2)損益計算書 (3)キャッシュ・フロー計算書 (4)所有者持分(または株主持分)変動表 (5)注記	変更なし。
貸借対照表 -資産の部	(1)貨幣資金 (2)未収入金及び前渡金 (3)売買目的投資 (4)棚卸資産 (5)満期保有目的投資 (6)長期持分投資 (7)投資不動産 (8)有形固定資産 (9)生物資産 (10)繰延税金資産 (11)無形資産	(1)貨幣資金 (2)公正価値をもって測定しかつその変動を当期の損益に計上する金融資産 (3)未収入金 (4)前渡金 (5)棚卸資産 (6)売却目的保有に区分された非流動資産及び売却目的保有に区分された処分グループに含まれる資産 (7)売却可能金融資産 (8)満期保有目的投資 (9)長期持分投資 (10)投資不動産 (11)有形固定資産 (12)生物資産 (13)無形資産 (14)繰延税金資産

項目	30号準則	改訂30号準則
貸借対照表 -負債の部	(1)短期借入金 (2)未払金及び前受金 (3)未払税金 (4)未払従業員報酬 (5)引当金 (6)長期借入金 (7)長期未払金 (8)社債 (9)繰延税金負債	(1)短期借入金 (2)公正価値をもって測定しかつその変動を 当期の損益に計上する金融負債 (3)未払金 (4)前受金 (5)未払従業員報酬 (6)未払税金費用 (7)売却目的保有に区分された処分グループに 含まれる負債 (8)長期借入金 (9)社債 (10)長期未払金 (11)引当金 (12)繰延税金負債
貸借対照表 -所有者持分の部	(1) 払込資本金(または株式資本金) (2)資本剰余金 (3)利益積立金 (4)未処分利益	変更なし。
損益計算書	(1)営業収益 (2)営業原価 (3)営業関連税金 (4)管理費用 (5)販売費用 (6)財務費用 (7)投資収益 (8)公正価値変動損益 (9)資産減損損失 (10)非流動資産処分損益 (11)所得税費用 (12)純利益	(1)営業収益 (2)営業原価 (3)営業関連税金及び附加 (4)管理費用 (5)販売費用 (6)財務費用 (7)投資収益 (8)公正価値変動損益 (9)資産減損損失 (10)非流動資産処分損益 (11)所得税費用 (12)純利益 (13)税効果控除後の各その他の包括利益 純額 (14)包括利益合計

項目	30号準則	改訂30号準則
キャッシュ・フロー計算書	「準則 31 号-キャッシュ・フロー計算書」の規定による。	変更なし。
所有者持分変動表	<ul style="list-style-type: none"> (1)純利益 (2)所有者持分に直接計上する利得と損失の項目及びその総額 (3)会計方針の変更及び誤謬の訂正による累積的影響額 (4)所有者の払込資本及び所有者への利益分配等 (5)規定に基づき積み立てられた利益積立金 (6)払込資本金(または株式資本金)、資本剰余金、利益積立金、未処分利益の期首及び期末残高並びにその調整状況 	<ul style="list-style-type: none"> (1)包括利益合計 (2)会計方針の変更及び誤謬の訂正による累積的影響額 (3)所有者の払込資本及び所有者への利益分配等 (4)規定に基づき積み立てられた利益積立金 (5)所有者持分各構成部分の期首並びに期末残高及びその調整状況
注記	<ul style="list-style-type: none"> (1)財務諸表の作成基礎 (2)企業会計準則を遵守する声明 (3)財務諸表項目の測定基礎及び会計方針の確定根拠等を含む、重要な会計方針の説明 (4)翌会計期間内に資産及び負債の帳簿価額に重要な調整を必要とさせる可能性が高い会計上の見積りの確定根拠等を含む、重要な会計上の見積りの説明 (5)会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の訂正についての説明 (6)非継続事業の税引後利益の金額及びその構成内容等を含む、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び所有者持分変動表等に既に表示されている重要な項目に対する更なる説明 (7)偶発事象及びコミットメント、非修正後発事象、関連当事者との関係及びその取引等の説明を要する事項 (8)一株当たり情報 (9)企業の基本状況 	<ul style="list-style-type: none"> (1)企業の基本状況 (2)財務諸表の作成基礎 (3)企業会計準則を遵守する表明 (4)重要な会計方針及び会計上の見積り (5)会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の訂正についての説明 (6)財務諸表の重要項目の説明 (7)偶発事象及びコミットメント、非修正後発事象、関連当事者との関係及びその取引等の説明を要する事項 (8)財務諸表の利用者が、企業の資本管理の目標、方針及び手続きを評価するのに役立つ情報 (9)その他の包括利益に関する情報 (10)非継続事業に関する情報 (11)一株当たり情報

5. 継続企業の前提

従来、30号準則では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成がもはや合理的でなくなった場合、企業は他の前提を採用して財務諸表を作成し、かつ注記に当該事実を開示しなければならない」とのみ規定されていましたが、改訂30号準則では、企業経営者は、すべての入手可能な情報を利用し、少なくとも報告期間の期末から12か月間の企業の継続企業としての存続能力を検討しなければならない、という点が強調されています。また、経営者による検討に際しては、マクロ政策リスク、市場経営リスク、企業の現在又は長期的な収益性、負債返済能力、財務弾力性及び企業経営者による経営方針変更の意向等の要因を考慮する必要があることも規定されています。

尚、検討の結果、継続企業としての存続能力に対し重大な疑義を生じさせる場合は、企業は、注記において継続企業としての存続能力に疑義を生じさせる要因及び企業が採用予定の改善措置を開示しなければならないとしています。

これらは、当局の指導により中国の会計・監査実務の中で既に実施されているところであり、今回の改訂により、企業会計準則本文に反映されたこととなります。

6. 包括利益

包括利益の概念は、2009年に財政部より公布された「企業会計準則解釈 第3号」(財政部2009年6月 财会[2009]8号)のなかで既に規定されており、中国企業の会計実務の中で既に運用されています。また、今回の改訂30号準則により、国際会計基準第1号(IAS1)の2011年6月の改訂内容も反映しています。すなわち、その他の包括利益の項目は、その他の関連する会計準則の規定に従い、以下の2種類に分けて表示しなければならないとされています。

(1) 将来期間において、損益に組替調整(リサイクル)されることのないその他の包括利益

これには主に、確定給付制度負債又は資産の純額の再測定により生じる変動、持分法で会計処理する被投資企業の将来会計期間において損益に振り替えられることのないその他の包括利益に対する持分相当額等があります。

(2) 将来期間において、規定の条件を満たした時に損益に組替調整(リサイクル)されるその他の包括利益

これには主に、持分法で会計処理する被投資企業の将来会計期間において規定の条件を満たした時に損益に振り替えられるその他の包括利益に対する持分相当額、売却可能金融資産の公正価値変動により生じる利得又は損失、満期保有目的投資が売却可能金融資産に振り替えられることにより生じる利得又は損失、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得又は損失の有効部分、為替換算調整勘定等があります。

7. 非継続事業

非継続事業の規定は、既に財政部より出版されている「企業会計準則講解」(2010年版)の中で国際財務報告基準第5号(IFRS5)「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の考え方が導入され、中国の企業会計実務に反映されている内容であり、今回の新準則改訂作業において、後追いで改訂30号準則の本文に追加されたものです。非継続事業とは、以下の条件のいずれかを満たす、既に企業により処分された又は売却目的保有に区分された、営業上及び財務諸表の作成時に単独で区分することができる構成単位を指します。

- 当該構成単位が、独立の主要な事業又は営業地域である。
- 当該構成単位が、独立の主要な事業又は営業地域に対し行う処分計画の一部である。
- 当該構成単位が、転売のみのために取得した子会社である。

また、企業が保有する「売却目的保有」の構成単位(又は非流動資産、以下同じ)は、以下のすべての要件を満たす場合に認識する必要があります。

- 当該構成単位は、その通常又は関連的な条件のみに従って現状で直ちに売却することが可能でなければならない。
- 企業が当該構成単位の処分について既に決議しているが、規定に基づき株主の承認を得る必要がある場合は、既に株主総会又は相応の権力機構の承認を得ていなければならない。
- 企業が、譲受者と譲渡に関する取消不能の合意を締結しており、当該譲渡が1年以内に完了する。

これに対応して、改訂30号準則において、貸借対照表の科目として、「売却目的保有に区分された非流動資産及び売却目的保有に区分された処分グループに含まれる資産」「売却目的保有に区分された処分グループに含まれる負債」の2つが追加されており、貸借対照表上、非継続事業に該当する資産・負債は当該科目を用いて区分掲記する必要があります。また、非継続事業に帰属する収益、費用、利益総額、所得税費用及び純利益、並びに親会社に帰属する非継続事業の利益については、注記により開示することが要求されています。

8. 移行規定

改訂30号準則は、2014年7月1日から適用され、本準則の施行日より前に既に企業会計準則を執行している企業は、本準則に基づき財務諸表の表示項目の修正を行う必要があります。また、関連する財務諸表及び注記の比較情報にかかわる場合、修正が実務上不可能である場合を除き、相応の修正を行う必要があります。

出版物：トーマツ チャイナ ニュース バックナンバー集発刊のお知らせ
『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6／Apr.2012－Sep.2013』



トーマツ チャイナ ニュースのバックナンバーを冊子に纏めた『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6／Apr.2012－Sep.2013』を発刊いたしました。

是非、貴社の中国ビジネスにお役立てください。

B5 判 全 245 頁／1,200 円(税込・送料別途)

※お届けは日本国内のみとなります。

私ども有限責任監査法人トーマツ本部中国室では、10 年以上にわたり中国政府当局から公布された法令通達類の日本語による紹介を中心に、毎月、中国の投資、会計、税務に関する最新情報、及び私どものメンバーファームであるデロイト中国から提供された現地情報等を掲載した“トーマツ チャイナ ニュース(Tohmatu China News)”を発行しております。

当該ニュースレターは、トーマツWeb サイトにてPDFファイル形式で掲載していますが、読者の皆様からのご要望により冊子でもご覧いただけるよう、バックナンバー集を発刊しており、この度第 6 版を発刊する運びとなりました。第 6 版となる『Tohmatu China News Vol.6 Apr.2012－Sep.2013』では、貿易決済やクロスボーダー人民元取引に関連する制度変更、社会保険法や労働契約法等の法改定、増徴税改革や PE 課税等の税務規定、小企業会計制度の導入や新企業会計準則の連載といった、重要情報を中心に、投資情報 16 本、税務情報 15 本、会計情報 25 本の全 56 本の記事を収録しています。

本書が、中国への進出を検討されている或いは中国子会社を管理される日本本社の皆様および現地日系企業で活躍されている皆様の実務対応の一助となれば幸いです。

【ご購入方法】 トーマツ Web サイト『トーマツ チャイナ ニュース Vol.6』 <http://www.tohmatu.com/tcn/book> のページにある、「問い合わせフォーム」よりお申し込みいただくか、本ページをプリントアウトし必要事項を記載の上、FAX にてお申し込みください。

購入申込書

有限責任監査法人トーマツ 中国室 行き

お申込みFAX ⇒ 03-6720-8346 お問合せ電話 ⇒ 03-6720-8341

「トーマツ チャイナ ニュース Vol.6」 [] 冊を申込みます。

お申込み	お届け先
貴社名：	住所：〒
部署名：
ご芳名：
TEL : ()	TEL : ()

* 海外への発送は致しかねますので、予めご了承ください。

中国業務に関する主なお問合せ先

有限責任監査法人トーマツ

本部中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティC 棟
Tel: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346

(中国室) 三浦 智志 / 伊集院 邦光 / 中村 剛 / 鄭 林根 / 古谷 純子 / 西村 美香 / 齊藤 友貴

名古屋事務所

〒450-8530 名古屋市中村区名駅 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング3号館
Tel: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
高橋 寿佳 / 前田 勝己

福岡事務所

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
Tel: 092-751-0931 / Fax: 092-751-1035
只隈 洋一

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
TEL: 03-6213-1180 FAX: 03-6213-1085
田中 耕一郎 / 林 和彦

デロイト中国各拠点案内

上海事務所

30/F, Bund Center, 222 Yan An Road East, Shanghai, 2,00002 P.R.C.
Tel: +86-21-6141-8888 / Fax: +86-21-6335,0003
大久保 孝一 / 上田 博規 / 渡邊 崇 / 植木 拓磨 / 大塚 隆啓
原 国太郎 / 板谷 圭一 / 川島 智之

大連事務所

Room 1503 Senmao Building
147 Zhongshan Road, Xigang Deistrict, Dalian, 116011 P.R.C.
Tel: +86-411-8371-2888 / Fax: +86-411-8360-3297
田中 昭仁

広州事務所

26/F, Teem Tower, 208 Tianhe Road, Guangzhou,
510620 P.R.C.
Tel: +86-20-8396-9228 / Fax: +86-20-3888-1119
滝野 恭司

蘇州事務所

Suite908, Century Financial Tower, 1 Suhua Road,
Industrial Park, Suzhou, 215021 P.R.C
Tel: +86-512-6762-1238 / Fax: +86-512-6762-3338
滝川 裕介

ハルビン事務所

Room 1618, Development Zone Mansion 368 Changjiang Road
Nangang District Harbin 150090, PRC
Tel: +86-451-8586-0060/ Fax: +86-451-8586-0056

成都事務所

Unit 3406, 34/F Yanlord Landmark Office Tower No. 1 Section 2,
Renmin South Road Chengdu 610016, PRC
Tel: +86 28 6210 2383/ Fax: +86 28 6210 2385

杭州事務所

Room 605, Partition A, EAC Corporate Office, 18 Jiaogong Road
Hangzhou, 310013, PRC
Tel: +86-571- 2811-1900 / Fax: +86-571-2811-1904

廈門事務所

Unit E, 26/F International Plaza, 8 Lujiang Road, Siming District
Xiamen, 361001, PRC
Tel: +86-592-2107-298 / Fax: +86-592-2107-259

マカオ事務所

19/F The Macau Square ,Apartment H-N
43-53A Av. do. Infante D. Henrique
Macau, PRC
Tel: +853-2871-2998 / Fax: +853-2871-3033

大阪事務所

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング
Tel: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
横山 誠二 / 藤川 伸貴 / 上村 哲也 / 粟野 清仁
谷口 直之(ERS)

税理士法人トーマツ

東京事務所

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-6213-3800 / Fax: 03-6213-3801
大久保 恵美子 / 安田 和子 / 酒井 晶子

デロイト トーマツ コンサルティング株式会社

〒100-8305 千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル
Tel: 03-5220-8600 / Fax: 03-5220-8601
野村 修一 / 河原崎 研郎

北京事務所

8/F Office Tower W2, The Tower, Oriental Plaza,
1 East Chang An Avenue, Beijing, 100738 P.R.C.
Tel: +86-10-8520-7788 / Fax: +86-10-8518-1218
原井 武志 / 松原 寛 / 浦野 卓矢 / 北村 史郎

天津事務所

30/F The Exchange North Tower No.1
189 Nanjing Road, Heping District, Tianjin, 300051 P.R.C.
Tel: +86-22-2320-6688 / Fax: +86-22-2320-6699
濱中 愛 / 梨子本 暢貴

深セン事務所

13/F China Resources Building, 5001 Shennan Road East,
Shenzhen, 518010 P.R.C.
Tel: +86-755-8246-3255 / Fax: +86-755-8246-3222
大塚 武司

香港事務所

35/F One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
Tel: +852-2852-1600 / Fax: +852-2542-4597
アジア パシフィック クラスタリーダー 中川 正行
松山 明広 / 杉原 伸太郎 / 小川 康弘

濟南事務所

Unit 1018, 10/F, Tower A, Citic Plaza, 150 Luo Yuan Street,
Jinan 250011, PRC
Tel: +86-531-8518-1058/ Fax: +86-531-8518-1068

重慶事務所

Room 10-12, 13/F International Trade Center Chongqing
38 Qing Nian Road, Yu Zhong District, Chongqing 400010 P.R.C
Tel: +86-23-6310- 6206/ Fax: +86-23-6310-6170

南京事務所

Room B, 11th Floor Golden Eagle Plaza
89 Hanzhong Road Nanjing 210029, PRC
Tel: +86-25-5790 -8880/ Fax: +86-25-8691-8776

武漢事務所

Unit 2, 38/F New World International Trade Tower
568 Jianshe Avenue, Wuhan, 430022, PRC
Tel: +86-27-8526-6618/ Fax: +86-27-8526-7032

執筆: 有限責任監査法人トーマツ 中国室、執筆協力: デロイト中国、税理士法人トーマツほか

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 人を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited